審議会に関係する条例、規則の抜粋

三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

（平成 17 年 5 月 1 日条例第 118 号）

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条　法第 5 条の 7 の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について調査審議するため、市長の附属機関として、三条市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、委員 10 人以内で組織する。

3　委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4　審議会に会長及び副会長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

（平成 17 年 5 月 1 日規則第 98 号）

第 2 章　廃棄物減量等推進審議会

第 3 条　条例第 7 条に規定する三条市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市民団体の代表

(2)　商工業団体の代表

(3)　農業団体の代表

(4)　一般廃棄物処理業者

(5)　学識経験を有する者

(6)　その他市長が適当と認める者

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8　審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。